令和８年度
京都市ベンチャー購買新商品認定制度
募集要領

令和８年１１月

京都市　産業観光局

スタートアップ・産学連携推進室

【募集期間】
令和８年１１月２０日（金曜日）から
令和９年　１月１５日（金曜日）まで
申請書類は、京都市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000360087.html

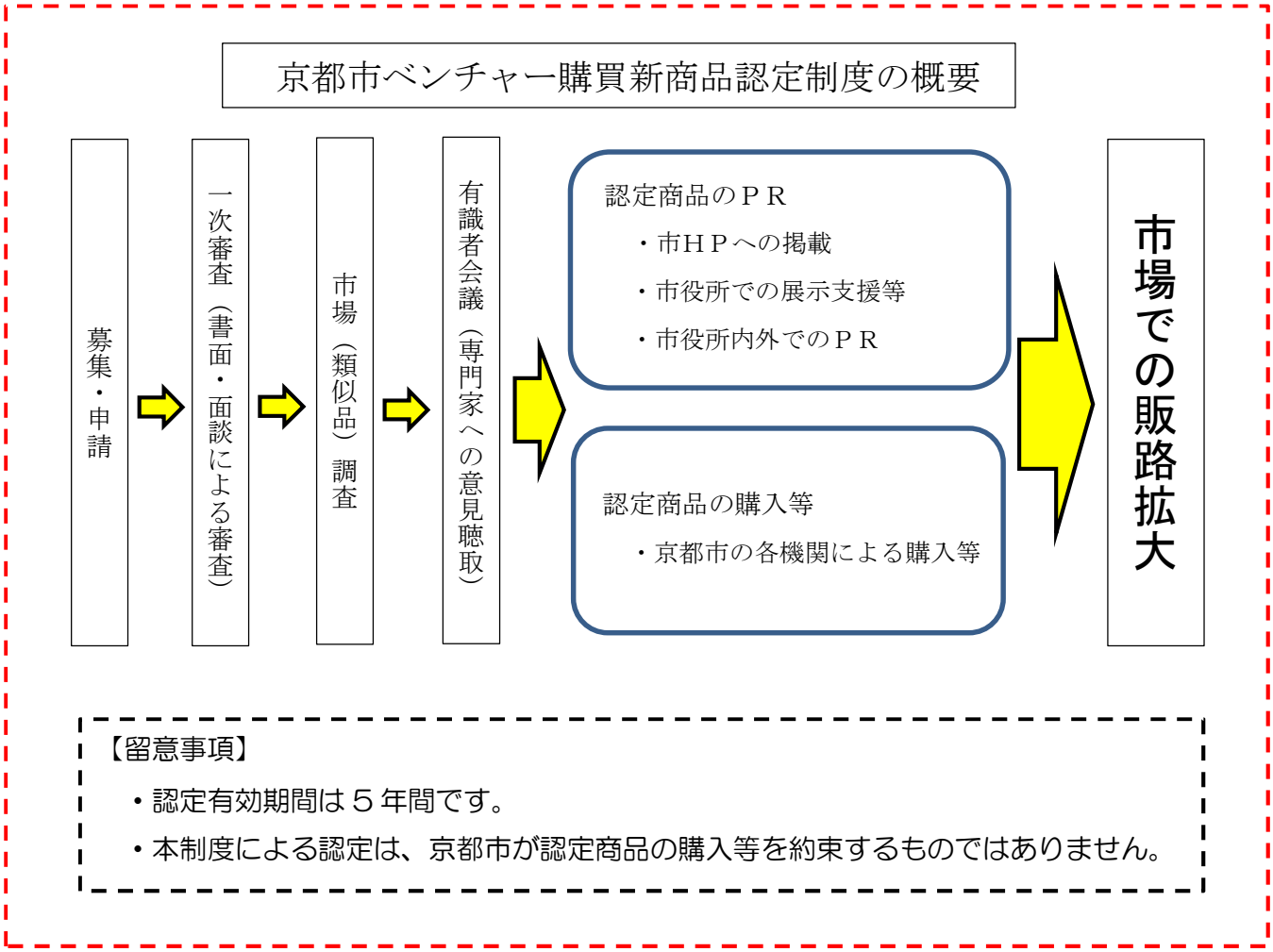
【申請書提出先・問合せ先】
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室
TEL：０７５－２２２－３３３９
E-mail：startup@city.kyoto.lg.jp

【目次】

１　本制度の概要 １
２　認定のメリット １
３　認定期間 １
４　対象となる事業者 ２
５　対象となる製品・役務 ２
６　申請書類及び申請方法 ３
７　提出先・問合せ先 ３
８　申請から認定までの流れ ４
９　スケジュール ４
10　随意契約の対象となる市の機関 ４
11　留意事項 ５

１　本制度の概要

本制度は、市内のベンチャー企業及び中小企業をはじめとする地域企業が開発し、製造又は提供している優れた新製品（物品）又は新役務（サービス）を、「京都市ベンチャー購買認定商品」として京都市が認定し、積極的にＰＲを行うことにより、販路開拓の支援を図るものです。



２　認定のメリット

⑴　認定商品については、京都市のホームページに掲載する他、ＰＲ冊子の作成や市役所内への展示支援を行うなど、広くＰＲを行います。

⑵　京都市の各機関が、認定商品を認定有効期間内に購入等（物品の購入及び借入、役務の提供）を行う場合、一般競争入札によらない、随意契約の方法により契約を締結することが可能となります。

３　認定期間

認定した日の翌日から起算して５年間です。

４　対象となる事業者

本制度の対象となる者は、以下の⑴～⑷の**いずれにも**該当する方となります。

⑴ 市内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者

⑵ 市税の未納がない者

⑶ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でない者

⑷ 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない者

＜参考＞中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当する中小企業者

主たる事業として営んでいる業種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

５　対象となる製品・役務

本制度の対象となるものは、以下の⑴～⑸の**いずれにも**該当するものとします。**（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は除く。）**

⑴ 以下のいずれかに該当する新商品等であること

ア （公財）京都高度技術研究所が実施するＡランク認定又はオスカー認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

イ （地独）京都産業技術研究所が実施する知恵創出”目の輝き”認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

ウ 「京都市」又は「京都市から委託若しくは補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関等」から助成や支援を受けて開発された新商品等

⑵ 商品化後、概ね５年以内の製品又は役務であること

⑶ 本市の機関において使途が見込まれる製品又は役務であること

⑷ 既存の商品又は役務とは著しく異なる使用価値を有するもの

⑸ 市場性が見込まれる製品又は役務であること

※⑷⑸については、別途実施する類似品調査及び有識者への意見聴取において審査します。

６　申請書類及び申請方法

以下の申請書類を作成のうえ、**直接持参**又は**郵送**にて提出してください。

申請書類は、京都市ホームページからダウンロードできます。（下記ＵＲＬをご参照ください。）

※申請者が「法人」の場合と「個人」の場合で、必要となる添付書類が異なります。

なお、提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。また、必要に応じて、企業概要、事業概要及び申請商品に関してヒアリングを実施します。

［ＵＲＬ］

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000360087.html

＜申請書類一覧＞

番号	申請者	申請書類
①	共通	新商品の生産等による新事業分野開拓者認定申請書（第１号様式）
②	共通	新商品の生産等による新事業分野開拓の実施に関する計画（第２号様式）
③	**法人**	登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後３箇月以内のもの）
④	**個人**	住民票記載事項証明書又は住民票の写し若しくは登録原票記載事項証明書（発行後３箇月以内のもの）
⑤	共通	直前２事業年度の財務諸表 （決算報告書、又は貸借対照表及び損益計算書、若しくは、収支決算書又は確定申告に添付したものの写し。これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容等の概要を記載した書類）
⑥	共通	納税証明書（法人市民税又は市・府民税、本市内における固定資産税・都市計画税、事業所税）※直近１年分
⑦	共通	新商品又は新役務に関する資料（パンフレット、データ等）

７　提出先・問合せ先

〒６０４-８５７１

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

TEL：０７５－２２２－３３３９

E-mail：startup@city.kyoto.lg.jp

※受付時間：　午前８時４５分～午後５時３０分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

８　申請から認定までの流れ

⑴ 申請書の作成・提出

申請書の項目を記載のうえ、添付書類と併せて提出してください。

⑵ １次審査［書類審査（訪問審査）］

提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。また、必要に応じて、企業概要、事業概要及び申請商品に関してヒアリングを実施します。

⑶ 類似品市場調査の実施

１次審査を通過したものを対象に、類似品市場調査を実施します。

⑷ 最終審査

類似品市場調査の結果を踏まえ、外部有識者から意見を伺います。

⑸ 認定事業者の決定

認定事業者の適否（採択及び不採択）を決定します。結果については、速やかに申請者に書面をもって通知します。

⑹ 認定事業者及び認定商品の公表

認定事業者及び認定商品の名称等を認定期間終了まで京都市ホームページに公開します。

９　スケジュール（予定）

内　容	期　間
認定申請書の提出	令和８年１１月２０日（金）～令和９年１月１５日（金）
書類審査・ヒアリング	～令和９年１月下旬
類似品市場調査	～令和９年２月中旬
最終審査	令和９年３月上旬
認定事業者の決定	令和９年３月中旬
認定事業者・認定商品の公表	令和９年３月下旬

１０　随意契約の対象となる市の機関

京都市の各機関（上下水道局・交通局を除く。）

１１　留意事項

（１） 京都市が認定商品の購入を約束するものではありません。

（２） 京都市が認定商品の品質等を保証するものではありません。

（３） 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

（４） 申請書類の内容については、認定審査以外に使用しませんが、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ申請者自身において法的保護措置を講じてください。

（５） 申請書等の提出された書類は返却いたしません。

（６） 申請書記載内容及び添付資料に偽りの内容が含まれていた場合には、該当申請に係る認定審査の中止又は認定の取消を行うことがあります。

（７） 認定基準に適合しなくなった場合や、虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。

（８） 本事業での認定の効果や実績等について、必要に応じて報告をいただくことがあります。